

公益社団法人鶴見法人会

hot Line

2025

秋

号



No.585

Schedule 主要行事予定

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

9月

8日(月) 一般不可

●県連女性部会連絡協議会セミナー

【場 所】ローズホテル横浜

【時 間】14:30～

8日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

11日(木) 一般可

●新設法人説明会(※予約制)

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

18日(木) 一般不可

●第19回全国女性フォーラム北海道大会

【場 所】札幌パークホテル

【時 間】14:00～

30日(火) 一般不可

●県連税制セミナー

【場 所】崎陽軒本店

【時 間】14:00～

10月

4日(土) 一般不可

●地域社会貢献運動「海岸清掃」

【場 所】小田原

【時 間】9:00～

7日(火) 一般不可

●理事会

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:00～

7日(火) 一般不可

●福利厚生制度推進連絡協議会・
会員増強会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】17:15～

8日(水) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第1回

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:30～

9日(木) 一般可

●経営者シンポジウム(鶴見会議・交流会)

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:00～

14日(火) 一般不可

●女性部会税務研修会

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:00～

14日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

15日(水) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第2回

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:30～

16日(木) 一般不可

●第41回全国大会高知大会

【場 所】高知県立県民文化ホール

【時 間】14:00～

18日(土) 一般可

●つるみ臨海フェスティバル

【場 所】入船公園

【時 間】9:30～

23日(木) 一般可

●電子帳簿保存法説明会及び
決算法人説明会(※予約制)

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

29日(水) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第3回

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:30～

11月

5日(水) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第4回

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:30～

10日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

12日(水)

●神奈川県横断税務広報

【場 所】JR 鶴見駅

【時 間】11:00～

13日(木) 一般可

●第29回ほうじん劇場

【場 所】サルビアホール 4F ホール

【時 間】17:30～

18日(火) 一般可

●健康ウォーキング

【場 所】高尾山

【時 間】8:00～

18日(火) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第5回

【場 所】法人会会議室

【時 間】14:30～

19日(水) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

21日(金) 一般不可

●第39回全国青年の集い山梨大会

【場 所】YCC 県民文化ホール

【時 間】14:00～

27日(木) 一般不可

●納税表彰式

【場 所】麒麟ビール(株)横浜工場

レセプションホール

【時 間】15:00～

30日(日) 一般可

●第18回トレジャーハンティング in つるみ

【場 所】神奈川県立東部総合職業技術校

【時 間】12:00～

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、
お子様やお孫さんの成長
の記念に。ホットライン
の表紙モデルはいかがで
すか。

鶴見法人会事務局
045-521-2531



総会時 正副会長

Index

第14回通常総会	1～2
税務署長 着任の御挨拶	3
鶴見税務署 新旧幹部職員一覧表	4
法人課税部門幹部紹介	5
事業レポート	6～8
鶴見税務署からのお知らせ	9
令和8年度税制改正要望案	10～11
会員紹介	12
新入会員紹介/会員増強について	13
「絵はがきコンクール」作品募集案内	表4

第14回通常総会

6月20日（金）



第14回通常総会を崎陽軒本店にて開催した。宮田副会長の開会で始まり、大島会長のあいさつをおこなった。

総会では、会長が議長を務め、第1号議案の報告事項が行われ、令和6年度収支決算報告を堀野総務委員長が、会計監査を小島監事がおこなった。続いて、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画を森松事業委員長が、令和7年度収支予算を堀野総務委員長がそれぞれ報告をおこなった。続いて第2号議案の役員任期満了による役員改選の件について審議がおこなわれ承認された。伊藤新会長のあいさつで「このたび、第14回通常総会におきまして、鶴見法人会の会長に就任いたしました伊藤でございます。その重責を担うことになり、身の引き締まる思いでございます。これまで法人会を支えてこられた先輩方の努力を受け継ぎながら、より発展的な運営を目指してまいります。

皆様のご支援とご協力を賜りながら、法人会のさらなる活性化に努めてまいりますので、前任の大島会長同様、何卒よろしくお願い申し上げます。さて、鶴見法人会が直面している大きな課題の一つが会員数の減少でございます。人口減や、少子高齢化が進む中、事業環境は年々厳しさを増しております。物価の上昇、円安の影響による経営負担の増加、さらには事業承継の問題などが原因となり、廃業、事業規模縮小などを選択せざるを得ない企業が増えているのが現状です。

このような社会経済の変化が、法人会の運営にも大きく影響を及ぼしております。

こうした現状に対応するため、今期より組織委員会のもとにあった、支部運営の見直しを図ることといたしました。これまで各支部に担当副会長を配置し、副会長と支部長による運営体制を構築してまいりました。しかし、副会長は本来業務との兼務が多く、支部運営に十分な時間を割くことが難しい状況でした。また、支部長も支部の業務と支部長会への関与を両立することが負担となっております。これらを解決するため、今期より組織委員会と支部を分離し、3つのブロックに支部を再編することにいたしました。各ブロックには専任のブロック長と副ブロック長を配置し、各支部長と連携しながら運営を進めることで、より円滑な支部運営を目指してまいります。

支部長には引き続き支部の取りまとめを担っていただき、ブロック長、副ブロック長との協力を深めることで各支部の連携強化と組織の活性化を図っていきたいと考えております。

また、組織委員会とブロックの役割を明確化し、それぞれの活動をより効率的に進めてゆくことが重要です。

組織委員会は新会員の発掘や新入会員へのアプローチに特化した活動を行い、ブロックは既存会員の退会防止と支部会員の若返りに重点を置いた取り組みを進めます。



大島会長



乾杯 前田税理士会支部長



伊藤新会長あいさつ



祝辞 渋谷鶴見区長



新役員



青年部会



厚生委員会 PR



事業委員会 PR



堀野総務委員長



これにより、法人会全体の活性化を図りながら、持続可能な組織運営を実現させていく考えでございます。さらには、財務体質の強化も今後の重要なテーマになってくると思います。

これまでも事業の見直しや経費削減に努めてまいりましたが、昨今の人件費や物価の急激な上昇により、従来の努力だけでは対応が難しくなってきました。

今後は、新たな視点から財務戦略を再考し、法人会の運営基盤をより安定したものにしていく必要があると考えております。このまま会員数が減少し続ければ、法人会の運営自体が厳しくなることは避けられません。

だからこそ、鶴見法人会の魅力をより一層高め、会員の皆様がメリットを感じられる活動を推進しながら、発展を目指していきたいと存じます。

今後も、鶴見税務署、友誼団体、受託保険3社、行政機関、金融機関など多くの皆様のご協力をいただきながら、有益な事業を進めてまいりますので、ご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様のご事業のさらなる発展とご健勝を心より

お祈り申し上げます。私の就任のご挨拶とさせていただきます。

今後とも、変わらぬご指導、ご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。」と述べた。

続いて会員増強表彰・功労者表彰をおこなった。来賓祝辞を鶴見税務署長 福永秀文様より、神奈川県税事務所長 會田浩章様よりいただいた。

最後に岡野副会長が閉会を宣言して総会は終了した。



閉会あいさつ 岡野副会長

税務署長 着任の御挨拶



鶴見税務署長
高橋 朝弘

残暑の候、公益社団法人鶴見法人会の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により第62代鶴見税務署長を拝命し、山形県の新庄税務署から転任して参りました高橋でございます。前任の福永署長同様、よろしくお願い申し上げます。

伊藤会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした、税に関する説明会や研修会の開催をはじめ、次代を担う児童を対象とした青年部会主催「トレジャーハンティングinつるみ」並びに女性部会主催「税に関する絵はがきコンクール」を通じた租税教育活動、「つるみ臨海フェスティバル」や鶴見駅での「街頭広報」を通じた税の広報活動、そして地域社会への貢献を目的とした「ほうじん劇場」や「つるみばんぱく」の開催等多岐にわたる事業を継続して取り組んでおられます。

皆様方が地域に根差した魅力ある活動を展開しておられることに心より敬意を表しますとともに、誠に心強く感じる次第であり、今後も引き続き貴会との協調関係を維持いたしたく、皆様方の活動に対しまして可能な限り協力をさせていただく所存です。

さて、現在、国税当局では、「税務行政のデジタル・トランス・フォーメーション」の推進に取り組んでおり、その一環として、e-Taxを利用することで、税務署に来ることなく自宅で手続きが完結するように、さらには、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる確定申告をお願いしております。

これに併せて、国税の納付手続きにつきましても、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく納付ができる、キャッシュレス納付の利用を推進しております。

これまで、会員の皆様には率先して利用していただくなど、キャッシュレス納付の普及に向けて取り組んでいただいているところですが、税務署におきましてもダイレクト納付や振替納税など簡単・便利なキャッシュレス納付の普及に努めていく所存です。皆様方の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

鶴見税務署 新旧幹部職員一覧表

令和 7 年 7 月 10 日付

令和7事務年度				部門 及び職名	令和6事務年度			
氏 名	異 動 元				氏 名	異 動 先		
	部署名	課部門	職 名			部署名	課部門	職 名
たかはし ともひろ 高橋 朝弘	新庄署	－	署長	署 長	ふくなが ひでふみ 福永 秀文	中野署	－	署長
やま だ やすひろ 山田 泰宏	東京国税局 調査第一部	調査管理課	課長補佐	副署長	つゆ き まさと 露木 正人	国税庁 長官官房	大阪派遣 国税庁監察官	監察官
おお の むねつぐ 大野 宗胤	武蔵府中署	総務課	課長	特別調査官 (法人担当)	こま だ ゆうじ 駒田 裕次	東京国税局 査察部	査察第3部門	統括官
き むら しゅうすけ 木村 周介	鎌倉署	総務課	課長	総務課長	おか だ ひろき 岡田 宏樹	渋谷署	総務課	課長
ふく だ かずひろ 福田 和弘	町田署	管理運営 第1部門	連絡調整官	管理運営部門 統括官	とまつり ともや 都祭 知也	東京国税局 総務部	企画課 業務センター 千葉西分室	主任管理官
かな や なな 金谷 奈奈	留任			徴収部門 統括官	－	－		
ふく ま のりゆき 福岡 紀之	川崎南署	個人課税 第2部門	統括官	個人課税 第1部門 統括官	おおにし れいか 大西 玲香	川崎西署	個人課税 第1部門	統括官
あ そ ゆみひで き 阿曽沼秀起	東京国税局 課税第一部	資料調査 第一課	主査	個人課税 第2部門 統括官	みたに ゆきひろ 三谷 幸博	横浜中署	個人課税 第2部門	統括官
おおくま あきひろ 大熊 章浩	中野署	資産課税 第2部門	統括官	資産課税部門 統括官	小野 ちえ 小野 千絵	退官		
やま の ぐち あきら 山之口 章	留任			法人課税 第1部門 統括官	－	－		
さとう しんいち 佐藤 慎一	神奈川署	法人課税 第5部門	統括官	法人課税 第2部門 統括官	あ だち かずのり 阿達 和則	北沢署	法人課税 第3部門	統括官
やない り え こ 柳井理絵子	留任			法人課税 第3部門 統括官	－	－		
やまはし か な 山橋 佳奈	東京国税局 課税第二部	消費税課	実査官	総務課 課長補佐	く ぼ ゆ き こ 久保由紀子	平塚署	総務課	課長補佐
－	－			法人課税 第1部門 上席調査官 (法人審理)	おおたに まさひろ 大谷 昌弘	目黒署	法人課税 第7部門	統括官
おかざわ れ な 岡澤 怜奈	大和署	法人課税 第2部門	上席調査官	法人課税 第1部門 上席調査官 (源泉審理)	なかざわ まさや 中澤 奨也	神奈川署	法人課税 第3部門	上席調査官
いわぶち たくみ 岩渕 巧	江東西署	法人課税 第1部門	調査官	法人課税 第1部門 調査官 (法人審理)	－	－		



副署長 山田 泰宏

この度の人事異動により、東京国税局調査第一部から転任してまいりました山田でございます。公益社団法人鶴見法人会の会員の皆様方には、平素から、各種研修会の開催や効果的な広報活動、更には租税教室の開催など、税務行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も貴会と税務署との連携・協調を図ってまいるとともに、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を更に推進することで、利便性の高い円滑な税務行政の実現に取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人課税第1部門 統括国税調査官 山之口 章

法人課税第1部門 統括官の山之口です。鶴見税務署2年目となりました。

鶴見法人会の皆様には、日頃より税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもとしましては、皆様方と連絡・協調を密にして、協力体制を維持・発展させることが大切であると考えておりますので、微力ではございますが、できる限りのご支援をさせていただき所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門 源泉審理担当上席 岡澤 怜奈

法人課税第1部門の岡澤と申します。この度の人事異動により、大和税務署から転任して参りました。

源泉徴収制度に関しては、毎年改正事項が多く、会員の皆様にはその対応にご負担をお掛けしております。本年度においては、基礎控除・給与所得控除の見直しのほか、特定親族特別控除が創設されております。個別相談会や研修会を実施し、会員の皆様が円滑に事務処理を進められるよう、丁寧な説明を心掛けていきたいと思っております。1年間どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門 法人審理担当 岩淵 巧

この度の人事異動により、江東西署から参りました岩淵と申します。神奈川県での勤務は初めてとなります。まずは、勤務地である鶴見区について、見聞を広めていきたいと思っております。

鶴見法人会の皆様には日頃より大変お世話になっております。

微力ながら、皆様方の活動をできる限りバックアップいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

法人会会議室において、
理事・監事 20 名が出席し開催した。

議題は、下記についての承認・報告をおこなった。

審議事項 令和6年度収支決算承認の件
令和6年度事業報告承認の件
任期満了による役員改選の件
承認事項 入会・退会承認の件
報告事項 職務執行状況報告について
署からの連絡事項



事業 Report

第 64 回チャリティーグリーン研修会 4月22日(火) 厚生委員会

第 64 回グリーン研修会を戸塚カントリー倶楽部にて開催した。今回は神奈川県法人会・川崎南法人会と3単位会合同で行い鶴見15名、神奈川12名、川崎南8名の9組35名が参加した。優勝を目指してアウト、インに分かれてスタートした。パーディーありOB、池ポチャありと悲喜こもごも。また当日の寄付金を社会福祉協議会へ寄贈した。



45周年式典並びに2024年度事業報告会 5月20日(火) 青年部会

部会員43名、来賓4名、卒業生4名、OB 10名、その他9名の総勢70名が参加し、ナイスビル本社会議室に於いて、45周年式典並びに2024年度事業報告会が執り行われた。

ご来賓として税務署より福永署長、本会からは大島会長、歴代部会長やトレハンの歴代実行委員長などにご臨席いただいた。長谷川書記の司会挨拶から、歴代部会長が登場するオープニングVTRで幕が開けた。

部会長挨拶では横山部会長が、ご来賓への感謝の気持ちと、法人会への思いを熱く語り、会場は静かな熱気に包まれていった。福永署長と大島会長からお言葉をいただいた後、青年部会の思い出VTRを流した。モノクロとカラーの入り混じった45年間分の映像を見ながら、懐かしさに感極まり、ハンカチで目頭をおさえる先輩もいた。

歴代部会長を代表して、朝日4代目部会長と野路相談役から挨拶があった。

野路相談役の挨拶では、45年間歴代部会長に引き継がれてきた伝説のバトンの存在を明かされ、式典の最中にバトンの授与式が急遽行われた。横山部会長から武井新部会長へ無事引き継がれた。

式典の最後に、来場者全員へ配られる記念品を、代表して浅賀3代目部会長に壇上でお渡しして、事業報告会へ移行した。事業報告会では、池田会計より2024年度の事業報告、収支報告並びに委員会活動報告が行われ、森松書記より2025年度の事業計画が発表された。

武井新部会長の挨拶では、「みんなで作ろう青年部会」のローガンを新副部会長と唱え、新正副の団結をアピールした。

続いて横山部会長より卒業生に記念品授与を行い、卒業生が青年部会での思い出を語った。最後に船越統括副部会長による閉会の挨拶後、記念撮影を行い無事に45周年式典並びに2024年度事業報告会が終了した。





令和6年度活動報告会

5月21日(水)

女性部会

「令和6年度活動報告会」をホテルプラム横浜にて鶴見税務署福永署長ほか幹部の皆さま、本会より大島会長ほかの皆さまをご来賓にお迎えし開催、33名が参加した。

第一部では、露木副署長より「税務行政の現状等～徴収事務を中心に～」と題して講演いただいた。副署長の自己紹介から始まり、徴収手続きの流れ～公売の流れ。また、税の豆知識あれこれなど興味のそそられる楽しいエピソードを多岐にわたりお話しいただいた。

第二部では、一年間の女性部会の活動を、写真を多用した冊子とともに報告。

さらに第三部では、美味しい食事とお酒をいただきながら、ご来賓、会員の皆さまと楽しいひと時を過ごし親睦を深めた。



新入会員交流会

5月29日(木)

組織委員会

新入会員17名、役員12名、来賓3名、他16名の総勢48名が参加し、新入会員交流会を法人会会議室にて開催した。横須賀組織委員長のあいさつから始まり、法人会の紹介・説明をパワーポイントを使用し、鈴木組織委員がおこなった。第一部講演会は、鶴見税務署法人課税第一部門 山之口統括官をお迎えし、演題「青色申告法人における帳簿と書類」の講演会をおこなった。引き続き第二部交流会は、法人会会議室にておこない、新入会員の皆様と本会の役員との交流が図られた。伊藤担当副会長の閉会のあいさつにて終了した。



日帰りバス研修会

6月4日(水)

女性部会

女性部会員15名と岡野担当副会長など総勢20名が参加し、2年ぶりの日帰りバス研修会を開催した。

今回は静岡方面へ赴き、まず「国指定天然記念物」の清流が流れる柿田川公園で「日本名水百選」にも選ばれた湧水群の展望台などを散策し、ひとり豆腐一丁が添えられた懐石の昼食を楽しんだ。その後移動し、「明治日本の産業革命遺産」として世界遺産に登録された釜山反射炉を解説を聞きながら見学。さらに参加者全員でお茶摘み娘の衣装に着替え、賑やかに茶摘み体験をおこなった。持ち帰った茶葉は天ぷらや揉んで干して烏龍茶にするなどして美味しく頂いた。

晴天にも恵まれ部会員の皆さまと親睦を深める楽しい1日となった。



全国法人会総連合功労者表彰式

6月16日(月)

全国法人会総連合功労者表彰式が帝国ホテルにて開催した。
当会から大島前会長、野路厚生委員長が「公益財団法人全国法人会総連合 会長表彰」を受表彰された。



※左：野路厚生委員長 中央：新倉相模原法人会 会長 右：大島前会長

6月組織例会

6月29日(日)

青年部会

会員同士の親睦を深め、より一層の連携・結束の強化を目的としたバーベキュー親睦会をリコパ鶴見屋上にておこなった。当日は晴天、最高気温は31℃まで上がり絶好のバーベキュー日和だった。青年部会員53名、部会員の家族など59名、伊藤会長をはじめ来賓3名、ゲスト18名のご参加をいただき、総勢133名による盛大な会となった。船越幹事が司会のもと、はじめに武井部会長の挨拶、続いて伊藤会長の乾杯挨拶の後、バーベキュー親睦会がスタートした。開始とともに各テーブルからは楽しそうな声が聞こえ、流しそうめん、かき氷等大盛況だった。子ども達のために用意した水鉄砲は親睦会スタートと同時になくなる人気だった。また、スイカ割りには大勢の子ども達が参加し、とても楽しんでいた。水浴びも始まり、大人も子どもも快晴の中、笑顔が溢れていた。最後に実行委員長の崎の大崎の挨拶により、バーベキュー親睦会は無事に終了した。



武井部会長あいさつ

国内視察研修会～ビール工場見学& BBQ 交流会

7月31日(木)

厚生委員会

厚生委員会では、キリンビール横浜工場見学とレストランピアポートにてのBBQ 交流会を開催した。工場見学は28名が参加し、「キリン一番搾り生ビール」のこだわりやおいしさをたっぷり体感できる、ビール好きの大人が楽しめる体験ツアーを楽しんだ。BBQ 交流会は55名が参加し、6月17日(火)より、4年ぶりに営業を再開した「レストランピアポート」に場所を移動し、BBQ 交流会で親睦を図った。



キリンビール工場見学会



キリンビール工場交流会



令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等についての個別相談会

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

1 改正の概要

■基礎控除の見直し

- イ 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引上げ、最高58万円に。
- ロ 低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ。

■給与所得控除の見直し

- イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
- ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

■特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族（注）を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

（注）「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



2 個別相談会の日程

日 時	開催場所	各回時間	対象者
令和7年10月7日(火) 10時30分～15時30分	鶴見税務署 横浜市鶴見区 鶴見中央 4-38-32 3F 応接ブース	30分	給与支払者 (源泉徴収義務者)
令和7年10月10日(金) 10時30分～15時30分			
令和7年10月14日(火) 10時30分～15時30分			
令和7年10月21日(火) 10時30分～15時30分			
令和7年10月24日(金) 10時30分～15時30分			

3 個別相談会の事前申込について

参加を希望される方は、署の応接ブースの都合上、事前予約制とさせていただきますので、下記連絡先から事前申込をお願いします。

【連絡先】 鶴見税務署 法人課税第1部門 TEL.045-521-7141(代表)(内線313) 源泉所得税担当

令和7年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ
鶴見税務署の申告書作成会場は、日石横浜ビル1階日石横浜ホールになります。
(横浜市中区桜木町1丁目1番8号)

令和8年度税制改正要望案(公益社団法人 鶴見法人会)

財政健全化に向けて

高齢化の進展や国際情勢の変化などによって、必要な歳出が増えている。ただ、削減ないし増加を抑制できる歳出もある。政府は将来世代が支えられる負担には限界があることを理解し、歳出に優先順位をつけ、劣後するものは可能な限り先送りすることを考えるべきである。

歳出の過半は社会保障関係費と公債費で占められている。社会保障制度では、社会保障費の給付と負担が不均衡の状態にあり、国民の負担増加が危ぶまれる。また将来世代は、自ら決定に関与できなかった財政の支出に、負担を負わざるを得ず、不満が高まることが予想される。財政支出の抜本的な見直しを進め、受益と負担のアンバランスの解消が急務である。

社会保障制度に対する基本的考え方

1. 年金制度について

現在の年金制度では、一定期間にわたり保険料を納めるが、受給する年金額は生活していくために十分とは言えず、国民は老後に不安を感じている。これらが年金不払いの一因になっているとも考えられる。

また、年金に関係のない森林環境税等が控除されている。これでは、受益と負担のアンバランスが広がり、国民が生活するために必要な額と受給する額との格差がさらに広がることになる。社会保障制度全体の根本からの見直し、年金額を増額するとともに財政を健全化することを要望する。

2. 少子化対策の財源について

医療保険料は、加入者が保険料を負担し、医療が必要になった時に受けられる制度であり、少子化対策の財源を医療保険料から確保することは、本末転倒と考える。安心して保険料を納付できる制度の構築を要望する。

行政改革の徹底

政府と地方自治体は行政サービスの必要性和そのあり方を再点検し、最小の経費で最大の市民サービスの提供を目指すべきである。また、地域による極端な不平等を発生させてはならない。しかしながら、各地方自治体の財源に大きな格差があり、また、各地方独自の税金も存在し、その行政サービスに大きな格差が生じている。政府と地方自治体はその分担を含め業務に取り組む姿勢を新たにし、効率的かつ地域差の少ない市民サービスの提供を推進していくことが必要である。

マイナンバー制度について

政府はマイナンバーカードの普及には積極的だが、利用には対応が不十分である。

政府は健康保険証とマイナンバーカードの一体化を進めているが、依然として健康保険組合などから送付される「医療費のお知らせ」などは10月までの医療費が記載されている場合が多い。このため、11月12月の医療費を含めて医療費控除を申請する場合には、「医療費明細書」を作成することになる。健康保険証とマイナンバーカードを一体化してオンラインで情報が集められているが、その情報の活用が遅れている。マイナンバーカードの普及とともにその利用を進めてほしい。

中小企業の活性化に資する税制措置

法人税に関して、中小企業者等に適用される軽減税率の特例税率15%については、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長されたが、特例措置ではなく本則化すべきである。

また、昭和56年以降800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額については、1,600万円程度の金額へ引き上げるなど、担税力の弱い中小企業者等へ配慮していくべきである。

事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正において、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の10年間の特例措置が創設されるなど同制度の拡充が行われ、令和7年度税制改正により役員就任要件が見直されたが、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税猶予制度については、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがなく、猶予制度を廃止して免税制度にすべきである。

さらに、中小企業が円滑な事業承継を行うためには、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、更なる見直しを積極的に行うなどして本格的な事業承継税制の創設を求める。

また、取引相場のない株式の評価については、企業価値を高めるほど

株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されており、さらに取引相場のない株式は換金性に乏しいことも考慮して、評価の在り方の見直しを求める。

消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きく、現在も企業の運用上の負担は続いており、税制の簡素化や税務執行コスト、税収確保の観点からも、軽減税率制度を廃止して単一税率にすべきである。

また、インボイス制度が導入され、あわせて電子帳簿保存法の改正による電子データの義務化に対応するため、事業者の事務負担がさらに増加している。

このような状況の中で事務負担等の軽減措置として、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)」や「一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)」、「少額な返還インボイスの交付義務免除」などが実施されているが、これらの適用対象者の拡大や適用期間の延長など中小企業者に対する更なる対策と配慮を強く求める。

地方創生

地方創生は減税、補助金、助成金による支援ではなく、地方創生事業が推進され、成長していく環境を税制面、政策から支援をするという発想で進めるべきである。しかしながら現在の地方自治体の規模や数からすると力不足は否めない。ましてや人口減少がその力を削ぎ、益々国頼みの中央集権体制強化に向かうことが考えられる。また諸々の機能も首都東京に集められていることも地方の活力を削ぐ一因とも考えられる。鉄道、道路は地方に向かうのではなく地方が東京に来やすくなっているだけのものにしか見えない。マスコミ(新聞、テレビ、ラジオ)もしかりで発信は東京である。

そのためまずは地方自治体の更なる合併、例えば道州制の導入により規模や力を集約する必要があると考える。それと並行して地方に大胆な税の配分を行い、行政機能の重複を避けるべく権限を大幅に移譲する。国家と地方の役割は何かを改めて議論する必要がある。国家は防衛、外交、大所高所から俯瞰できる部分での行政権機能に絞る。地方自治体は徴税権の拡大、地方自治拡大のための法律の改正、行政権の拡大拡充をし、単に権限移譲のみならず、地方自治体に責任を持たすことが必要である。

繰越欠損金の無期限化

諸外国に比べ制度が厳しく、企業の国際競争力の観点からも好ましくはない。企業にとって課税上の期間損益の通算は、経営の安定化を図る為には非常に重要であることから、欠損金の繰越期間を無期限化及び事業年度の控除できる限度額の割合を撤廃すべきである。

賞与引当金及び退職給付引当金の損金算入

賞与や退職金について、給与規程、退職金規程等で支給が明確に定められているのであれば、企業は従業員に対して確定債務的な要素を有していると考えられる。「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」等、企業会計において賞与引当金、退職給付引当金の計上が求められていることから、法人税上も損金算入を認めるべきである。

役員報酬損金算入の緩和

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

交際費損金算入の緩和

交際費は周辺地域に対する地域振興等に不可欠な費用であるとともに営業費用としての一面もある。企業の活動にとって必要な経費を否定することは誤りであることから、抜本的な見直しを行い、損金算入要件の大幅な緩和を求める。

所得税のあり方

基幹税として位置付けられる所得税については、直間比率との関連性を同時に考慮すべきである。

税負担の「公平性」の一つは応能負担原則であり、各人の担税力に応

じた負担を国民に求めることは当然のことと受け止めている。

しかしながら、急速な円安に歯止めはかからず物価上昇は止まない中で、中長期のインフレ上昇率が続く場合、中小企業もそれに見合う賃金を増加させられるのか疑問は残る。およそ30年実施されていないインフレ調整（所得税の課税最低限の引き上げ）の検討を要望する。

現行の所得税は包括的所得税の考えを逸脱しているように見えており、ガラス張りの給与所得者の不公平感をぬぐえないまま、現在に至っている。給与所得者以外の所得も広く捕捉することも必要である。

社会情勢、経済社会の構造の変化を鑑み、各種控除制度の整理は必要であり、優先されるべきは「公平性」である。

複雑化している各種控除は実態にあわせ簡素化・集約化を図るべきと考える。

1. 人的控除について

1) 生存権の保証を目的とする人的控除ではあるものの、配偶者関連控除に関しては、政府による一億総活躍社会の実現に向け、「女性躍進政策」の整備など女性を働きやすくする環境に力を注ぐようになった現在、考え方に矛盾を感じる。配偶者特別控除は廃止すべきと考える。また、配偶者控除は、社会保障制度との関連性を見ながら廃止の方向で整理すべきではないだろうか。高度成長期に一般化した家族形態をベースに構築されたものが、現実には即した形態へ脱却できていないのは問題である。

2) 基礎控除の増額を要望する。

2. 社会保険料控除について

医療保険料は社会保険料控除の対象項目であるが、令和8年度の医療保険料へ少子化対策費を上乗せ徴収することが決まった。これには継続して反対する。医療保険料は受益者が受けるかもしれないサービスに対して徴収されているものであり、少子化対策費とはそもそも趣旨の異なるものである。

3. 確定申告制度の拡充について

1) 給与支払者が行う年末調整によらず確定申告が必要となる給与所得者の給与収入下限（2,000万円を超える給与収入）の引き下げを要望する。

確定申告対象者が増加することで、源泉徴収義務者の業務軽減、給与所得者の納税意識の

向上への一助になると考える。

2) 所得税の確定申告期間を、柔軟性を持たせ年明けから可能とすることを要望する。

相続税

相続により高齢者の資産の流動化や消費意欲は高まり、景気を活性化させる機能も期待されている。近年の地価上昇などによる相続税額の増加、少子化による相続人数の減少に伴う増税感の高まり、さらに平成27年の基礎控除改定後、負担率は既に先進主要国並みであることからこれ以上の課税強化はすべきではない。昨今のインフレ傾向にある現状を踏まえ、基礎控除額を改定前の水準に戻すことを求めると共に更なる基礎控除額の拡充を求める。

贈与税

贈与税は教育資金、結婚子育て資金、住宅取得資金などについては非課税措置があり、課税を組み替えることで生前贈与が活発に行われ、早い段階で資産の移転を受けた若年層にその資産を活用してもらうことで景気の浮揚に大きな効果が見込まれる。昨今の物価上昇などを考慮し各種資金の非課税額の増額と、平成13年以降見直しされていない課税の基礎控除金額110万円を見直し240万円程度への増額を求める。

地方税

総じて「税の簡素化」と逆行するような複雑な制度が多く、行政や国民の事務負担が増している。特に所得税と住民税で取り扱いが違う部分など、国民の理解も得にくいことが多数あり是正すべきである。

1. 非上場株の配当について

上場株の配当同様住民税も源泉徴収して確定申告の申告不要制度を導入し所得税と足並みをそろえるべきである。

所得税と取扱いが違うことにより、申告がもれやすく、納税者の事務負担が発生している。また、認識されにくい制度となっている。

2. 法人税法上の「少額減価償却資産」について

償却資産税においても申告対象外とすべきである。納税者の事務が非常に煩雑で非効率となっている。

3. 償却資産税について

提出期限を各法人の事業年度ごとにすべきである。

現状、事業年度とは相違する暦年に合わせて申告しているが、納税者の事務が非常に煩雑で非効率となっている。

4. 所得控除について

所得控除の金額を所得税と住民税で合わせるべきである。

納税者の理解を得にくい部分であり、制度の周知もされていない。

5. エルタックスの活用について

固定資産税課税明細をエルタックスで閲覧可能にすべきである。

現状課税明細が郵送され、縦覧期間も設定されているが、確定申告や相続税計算、相続登記の場面において、いつでもどこでも閲覧できる利便性を確保すべきである。

6. 支払報告書について

給与支払報告の市区町村ごとの提出を廃止すべきである。

総務省に提出し、各市区町村ごとにデータを振り分けることで相当な事務の効率化を図れる。

7. ふるさと納税について

手続きの簡素化をすべきである。各自治体からの領収証は原則紙での発行を廃止し、各ふるさと納税サイトでの管理とする。希望者のみに紙での発行をする。

震災復興等

令和6年能登半島地震および9月の豪雨被害では広範囲に深刻な被害が発生し、復旧が進む一方で、人口流出が懸念されている。政府は東日本大震災の復興を総仕上げの段階と位置付けているが、今回の災害も踏まえ、これまでの効果を検証した上で確かな進捗が求められる。

日本は地震や豪雨などの自然災害リスクが高く、備えとして保険加入の促進が必要である。現行の火災保険及び地震保険料控除は負担に見合った控除が得られず、十分な補償を受けられる保険加入が進みにくいため、控除の上限を撤廃し、実際の負担額に応じた優遇措置を講じることを求める。また、すでに特定非常災害による損失の繰越控除期間を現行の3年間から5年間へ延長する見直しが行われているが、既存の雑損控除とは別に、災害損失控除の創設についての検討を引き続き求める。さらに、被災地の経済を支え、企業の撤退を防ぎ、事業の継続と雇用確保を促進する実効性のある措置を講じるよう求める。

ひいては、東日本大震災、能登半島地震および豪雨被害からの復興を加速させ、今後の大規模災害にも備えられる持続可能な復興体制を構築することを強く求める。

復興財源については、一時的な支出となるため、税率に反映する形ではなく国債発行にて支出することを求める。

環境問題に対する税制上の対応

環境問題は、地球規模での持続可能な発展を脅かす重大な課題である。これに対処するためには、政府や企業、個人が協力して取り組む必要がある。特に税制面からの対応は、環境保護を促進するための有効な手段である。環境問題に対する税制面からの具体的な対応策を提言する。

1. 環境税の導入

環境税を導入し、二酸化炭素の排出量やその他の環境負荷に応じて課税する。これにより、企業や家庭に対して環境負荷を減らす動機を提供する。

2. 税制優遇措置

環境に配慮した技術や設備を導入する企業に対して、税制優遇措置を提供する。再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギー設備の導入に対する税額控除を行う。これにより、企業が環境保護に積極的に取り組む動機付けとなる。しかしながら未だ中小企業にとって、これらの優遇処置は使い勝手のいいものとは言い難く対策も遅れている。中小企業の取引に幅広く適用できるよう更なる制度の見直しを要望する。

3. 制裁措置

環境に悪影響を与える行為に対して制裁措置を導入する。過剰な二酸化炭素排出に対して罰金を科し、企業が環境保護に努めるよう促す。また、環境基準を満たさない製品の販売に対する課税も行う。

4. 環境基金の設立

環境税や罰金から得られた収益を環境保護活動に充てるための基金を設立する。この基金を活用して、環境保護プロジェクトの支援や、環境教育の推進を行う。

税制面からの対応は、環境問題の解決に向けた重要な手段である。これらの施策を効果的に組み合わせることで、持続可能な社会の実現に向けた一歩を踏み出すことができる。政府、企業、個人が協力して取り組むことで、より良い未来を築いていく。

租税教育活動等の実施

税務職員・地方税職員及び税理士等の講師を教育現場に派遣し、税の意義や仕組み、財政に果たす税の役割など、税の大切さを理解してもらう租税教育の実施を要望する。

会 員 紹 介



サービスブック同封の会員優待カードご提示で
★マークのサービスが受けられます。

会員紹介募集案内

鶴見法人会広報委員会では、ホットライン
(広報誌)で会員紹介をおこなっております。
年間4回(5月、8月、11月、2月) 発行
されております。鶴見法人会会員の方々に
PRするのに絶好の機会だと思いますので、
是非、ご利用ください。【掲載無料】

※掲載にあたり、下記の項目が必要となり
ますので、宜しくお願いします。

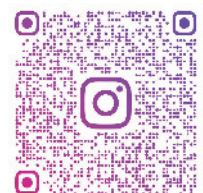
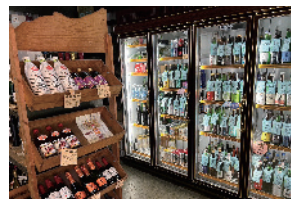
■会員特典 ■会社紹介 ■会社住所 ■会社
電話 ■営業時間 ■定休日 ■掲載写真

有限会社福島屋酒店

★ワイン・酒類は
合計 2,000 円以上お買い上げで
10% OFF

1934 年創業。ワイン好きの三代目店主が知識と舌でセレクトした世界
各国のワインと、季節を感じさせる限定のお酒など日本全国の地酒を中
心に専門店ならではの品揃えを心がけております。

■住所 鶴見区下末吉 1-13-15
■電話 045-581-3469
■FAX 045-573-3469
■営業時間 10:30 ~ 20:00
■定休日 日曜日



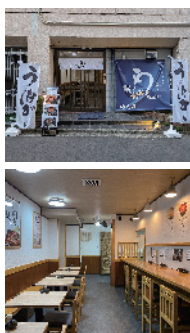
FUKUSHIMA_YA

株式会社サルータ 鰻の成瀬 鶴見店

★出汁セット無料(店内飲食のみ)

鰻を食べる幸せをもっと身近に。そんな想いから生まれた成瀬のうな重は、
専用焼き機で1枚ずつ丁寧に焼き上げ、外はカリッと、中はふっくら。いつ
でも変わらぬ美味しさで鰻をリーズナブルにご提供し、地域に愛されるお
店を目指しています。納会・お祝いなどにご利用頂けるうな重弁当もござ
います!お気軽にお問い合わせくださいませ。

■住所 横浜市鶴見区鶴見中央 4-11-9
■電話 080-7482-2211
■最寄駅 JR 鶴見駅東口 徒歩 4分 /
京急鶴見駅東口 徒歩 2分
■営業時間 昼の部 11:00~14:00
夜の部 17:00~20:00
■定休日 不定休
■URL <https://www.unagi-naruse.com/>



株式会社横浜開花亭

弊社代表の実兄が福島県いわき市にて経営する、2か所の製造工場で
生産されたレトルト食品を主に、企画・販売致しております。和惣菜を
中心に、出来るだけ添加物等の使用を避け、素材にこだわって作って
います。笑顔あふれる美味しい惣菜を通信販売、宅配、そして学校給
食等に展開。最近では備蓄・防災の為に保存期間が長い商品群(3年・
5年賞味)も取り揃えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

■住所 横浜市鶴見区下末吉 4-28-22-405
■電話 045-710-0311
■FAX 045-710-0312
■URL <http://www.kaika-tei.com>



新 入 会 員 紹 介

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏 名	住 所	業 種	紹介者
		電 話					
鶴見中央	Square Nexus (株)	正会員		小瀬村佳亮	鶴見中央 2-7-6-523		
		050-7103-6050			コンサルティング業	横浜信用金庫潮田支店 渡邊航太	
駒岡末吉	積水ハウス(株)神奈川東支店	正会員		櫻井康貴	下末吉 2-1-1		
		045-580-0711			建設業・不動産業	(株)エムズリビング 森松長裕	
市場	(株)百鶴源	正会員		徐 研	市場大和町 10-43-519		
		044-589-5959			飲食業	大同生命保険(株) 新保こずえ	
潮田	(株)ユウシン	正会員		松本鉄男	向井町 3-75-19		
		045-508-1544			建設業・防水工事業	AIG 損害保険(株) 橋本大輔	
鶴見中央	(株)飯尾工業所	正会員		渡部利伊	鶴見中央 3-3-34 鈴幸ビル 104 号		
		045-511-4855			建設業・管工事	大同生命保険(株) 白川一華	
豊岡佃野	社会福祉法人若里みゆさと保育園	正会員		山崎志保	豊岡町 40-15		
		045-585-5501			児童保育事業	(株)桑本 桑本 学	
矢向江ヶ崎	(株)バウンシー	正会員		岩佐圭介	矢向 3-21-29		
		045-717-6489			建設業	(株)桑本 桑本 学	
潮田	(株) D's create	正会員		赤堀大智	仲通 2-64-13		
		080-9446-3101			整体・鍼灸院	(株)桑本 桑本 学	
潮田	(株)つるみ	正会員		平沼 勉	汐入町 3-44-28		
		045-514-3592			とび工 (足場・重量)	(株)桑本 桑本 学	
潮田	(有)大城建築	正会員		大城 聖	寛政町 3-6		
		045-502-4780			大工・建設業	(株)桑本 桑本 学	
生麦	(株)山口文雄商店	正会員		山口一暁	生麦 3-2-1		
		045-581-5590			生コンクリート販売	(有)亀村屋 横須賀雄一	
鶴見旭	(有)ラックグループ	正会員		福尾俊浩	馬場 3-9-25		
		045-583-5655			建築リフォーム業	(株)エス・アンド・シー 町 真治	
鶴見旭	NANIWA EXPRESS (株)	正会員		浪花克彦	上の宮 2-19-25		
		045-580-0728			一般貨物運送業	(株)エムズリビング 森松長裕	
鶴見中央	菊架工建(株)	正会員		菊谷雅之	鶴見中央 1-24-11 トップ鶴見 305		
		080-3718-3430			鷹工・鷹工事	AIG 損害保険(株) 秋田訓史	
市場	(株) OCCO	正会員		岩井美穂	市場下町 9-25		
		045-624-9932			建設業	AIG 損害保険(株) 山形真也	
区外	(株)幸	法人賛助		森永早紀	神奈川区七島町 112-5 パレス日生 1 階		
		045-859-9040			訪問介護	(有)駒岡介護ステーション 本間忠志	
潮田	調和電工(株)	正会員		西平ベルナルド守蔵	仲通 3-81-19-202		
		045-271-7567			一般電気工事業	AIG 損害保険(株) 堀田恵悟	
駒岡末吉	学校法人三ツ池幼稚園	正会員		齋藤由希子	梶山 1-11-6		
		045-574-0396			幼稚園	AIG 損害保険(株) 中家	
駒岡末吉	(株)齋藤企業	正会員		齋藤裕太	駒岡 2-6-40-702		
		080-1311-8525			業務請負業	AIG 損害保険(株) 津田諭子	

鶴見法人会に入りませんか？ 法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

**鶴見税務署管内の
約1800社が入会**

**入会の
メリット**

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

第16回

税に関する絵はがきコンクール 作品大募集

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施しております。お知り合いの方々へもお声かけをお願いいたします。

1. テーマ 税に関する絵
2. 応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。
3. 応募点数 児童1人につき1点とします。
4. 応募方法及び応募先

専用の応募用紙は、鶴見法人会事務局にて配布しています。

また(公社)鶴見法人会 HP よりダウンロードすることもできます。

応募用紙付属の「はがき」または「官製はがき」に氏名等の必須事項および税に関する絵をかくて、ポストに投函してご応募ください。

5. 応募締切 **2025年9月30日(火) 必着**



第16回 税に関する 絵はがきコンクール

小学生のみなさん 大募集!

募集内容

1. テーマ 税に関する絵
(例えば、身近に感じている消費税、税金で入る税金、税金で入る税金など)
2. 応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。
● 税に関する絵は必ず本人が書いてください。
● 絵を描くときのポイント
○ 大きくてしっかりと書くのがよいです。
○ 色鉛筆でも構いません。
○ 書き損じも構いません。

4. 応募方法及び応募先

応募用紙は、鶴見法人会事務局にて配布しています。また(公社)鶴見法人会 HP よりダウンロードすることもできます。

応募用紙付属の「はがき」または「官製はがき」に氏名等の必須事項および税に関する絵をかくて、ポストに投函してご応募ください。

5. 応募締切 2025年9月30日(火) 必着

6. 審査 全ての応募作品を鶴見法人会事務局により公正に審査を行います。

7. 表彰・発表 審査結果は、鶴見法人会事務局より発表いたします。また、審査結果は、鶴見法人会事務局より発表いたします。

8. 注意事項

● 応募作品は、鶴見法人会事務局にて配布しています。また(公社)鶴見法人会 HP よりダウンロードすることもできます。

● 応募作品は、鶴見法人会事務局にて配布しています。また(公社)鶴見法人会 HP よりダウンロードすることもできます。

税金って何?

税金とは、国や地方自治体などが、社会の発展や公共サービスの提供のために、国民や法人から徴収する金銭のことです。

税金の種類

- 消費税
- 所得税
- 法人税
- 住民税
- 市町村民税
- 固定資産税
- 都市計画税
- 自動車税
- 自動車保有税
- 船舶税
- 航空運送税
- 酒税
- たばこ税
- 酒類消費増徴
- 酒類消費増徴
- 酒類消費増徴

税金は、私たちの生活を支えています。税金を払うことで、国や地方自治体は、道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防の活動など、税金は私たちの暮らしを支えています。

税金は、私たちの生活を支えています。税金を払うことで、国や地方自治体は、道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防の活動など、税金は私たちの暮らしを支えています。

詳細は、専用応募用紙をご覧ください。

鶴見法人会 女性部会